

失業なき労働移動支援のための連携協定書

(目的)

第1条 本協定は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により雇用不安が生じている中、佐賀労働局（以下「甲」という。）、公益財団法人産業雇用安定センター佐賀事務所（以下「乙」という。）及び佐賀県（以下「丙」という。）が相互に情報共有や緊密な連携を図ることにより、失業なき労働移動等を支援し、雇用の安定を図ることを目的とする。

(情報共有・連携事項)

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、情報を共有し、連携した取組を行う。

- (1) 在籍出向や転籍等の失業なき労働移動の促進のための情報発信
- (2) 相談窓口の開設
- (3) 出向等ニーズや求人ニーズの把握
- (4) 出向等ニーズのある企業と求人ニーズのある企業との出向等に関するマッチングの支援
- (5) その他必要と認められる事項に関すること

2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項について定期的に情報交換と協議を行うものとする。

(協定内容の変更)

第3条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づき知り得た個人情報などの秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏洩、本協定の目的以外の利用をしてはならない。ただし、事前に承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年とする。本協定の有効期間を延長する場合は、甲、乙又は丙のいずれかから期間満了の日から1か月前までに申し出るものとし、更新期間は1年とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

令和 2 年 11 月 25 日

甲 佐賀市駅前中央3丁目3番20号
佐賀第2合同庁舎
佐賀労働局
職業安定部長

三宅秀月

乙 佐賀市駅南本町6番4号佐賀中央第一生命ビル
公益財団法人産業雇用安定センター
佐賀事務所長

増永幸俊

丙 佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀県
産業労働部長

寺島克敏